

千葉県立保健医療大学学内情報ネットワーク管理運用規程

平成21年4月1日

規程 第23号

(目的)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学内情報ネットワーク（以下「情報ネット」という）の管理運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 情報ネットは、次の各号に掲げる基本的な考え方に基づき、適正に管理運用するものとする。

- (1) あらゆる教科、科目等の授業における情報ネットの利用を通して、学生の情報活用能力の育成を図るとともに、交流教育の推進、地域や社会に開かれた大学づくりの推進等に寄与すること。
- (2) 学生、保護者、職員等の個人情報の保護及び著作権、人権等に配慮すること。
- (3) 大学間の情報の交流及び大学内の情報の活性化に努めること。

(統括管理者)

第3条 情報ネットの統括的な管理を行うために、統括管理者を置く。

2 統括管理者は、学長とする。

3 統括管理者に事故があるとき又は統括管理者が欠けたときは、副学長がその職務を行う。

(統括管理者の職務)

第4条 統括管理者は、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- (1) 情報ネットの安全性・信頼性の向上及び管理運用のための措置に関すること。
- (2) 情報ネットの拡張、性能の向上に関すること。
- (3) 情報ネット上の教育情報の普及・充実に関すること。

(ネットワーク管理者)

第5条 情報ネットの適正な管理運用を図るために、ネットワーク管理者を置く。

2 ネットワーク管理者は統括管理者が任命する。

3 ネットワーク管理者に事故があるとき又はネットワーク管理者が欠けたときは、ネットワーク管理者が指名した者がその職務を行う。

(ネットワーク管理者の職務)

第6条 ネットワーク管理者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) 情報ネットを利用する者に対する必要な措置に関すること。
- (2) 情報ネットの管理運用及び提供機能の詳細に関すること。
- (3) 情報ネットの危機管理及び障害復旧に関すること。
- (4) 著作権や個人情報保護等の情報モラルの啓発に関すること。
- (5) FDの推進に関すること。
- (6) その他、情報ネットの管理に関し必要と認められること。

(運用事務)

第7条 学長は、情報ネットの運用に係る次の各号に掲げる事務を執り行う。

- (1) 情報ネットの利用の承認、取り消し及び停止に係る事務に関すること。
- (2) 情報ネットの各種機能の安定運用及び拡張・変更に係る事務に関すること。
- (3) その他、情報ネットに係る事務に関すること。

(利用者)

第8条 情報ネットの利用者（以下「利用者」という。）は、原則として次の者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) その他、ネットワーク管理者が認めた者

(提供機能)

第9条 情報ネットは、次の各号に掲げる機能を提供する。

- (1) WEBサイトに関する機能
- (2) 電子メールに関する機能
- (3) 教育情報データベースに関する機能
- (4) 教育情報の共有、交換等に関する機能
- (5) その他、必要に応じてネットワーク管理者が認めた機能

2 提供する機能の運用時間は、原則として終日とする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる法令及び規程等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）その他の関係法令
- (2) その他、統括管理者が必要に応じて定めたもの

2 ネットワーク管理者は、利用者が前項の規定に違反した場合又はその他情報ネットの適正な管理運用に支障となる行為をした場合には、当該利用者の利用を制限し、又は停止することができる。

(登録情報の削除)

第11条 情報ネットに登録された情報の内容が、次の各号に掲げるいずれかに該当又は該当する恐れがあると認められるときは、ネットワーク管理者は、利用者に通知することなく当該情報を削除できるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (2) プライバシー、著作権、その他の権利を侵害するもの。
- (3) 第三者を誹謗又は中傷するもの、若しくは第三者に不利益を与えるもの。
- (4) 営利を目的とするもの。
- (5) その他、ネットワーク管理者が不相当と判断するもの。

(利用状況の調査)

第12条 情報ネットの円滑な管理及び運用のため、ネットワーク管理者は、必要に応じて情報ネットの利用に関する調査を行うことができる。

(免責)

第13条 統括管理者、ネットワーク管理者は、利用者が情報ネットの利用に際して、不慮の障害、事故等により受けた損害に対しては、責任を負わないものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は統括管理者が決定する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、情報ネットの管理運用に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。